

下松市建設工事一般競争入札に係る設計図書等ダウンロード配布実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、下松市が発注する建設工事の入札手続き事務に係る負担軽減等を図るため、当該建設工事の設計積算に必要な資料（以下「設計図書等」という。）を下松市ホームページからダウンロードによる配布の実施に関して、必要な事項を定めるものとする。

(対象となる入札)

第2条 下松市が発注する建設工事のうち、一般競争入札に付するものを対象とする。

(配布内容)

第3条 設計図書等の配布内容は、当該建設工事の設計積算に必要な入札通知書、現場説明書、入札条件及び指示事項、各種仕様書、設計書、数量総括表並びに図面とし、ファイル形式は、原則としてPDFファイルとする。

(ダウンロード方法)

第4条 ダウンロード方法は、下松市ホームページサイト内により実施する。

(設計図書等の公開期間)

第5条 下松市ホームページで、設計図書等を公開する期間は、入札公告日から入札日までとするが、すみやかにダウンロードを行い、十分な見積期間を確保して設計図書等をよく確認したうえで、適正な見積りを行うものとする。

(設計図書等の取扱い)

第6条 ダウンロードした設計図書等は、当該建設工事の設計積算にのみ使用するものとし、入札終了後はダウンロードした者の責任において、ダウンロードしたファイルの消去又は紙媒体等へ印刷した場合は、裁断等により適正に処分するものとする。

(その他)

第7条 設計図書等のダウンロード配布については、紙媒体の配布は行わないものとする。なお、設計図書等の閲覧については、設計を所管する課において、紙媒体で行うものとする。

- 2 工事内容質問書は、設計を所管する課に紙媒体で問い合わせるものとする。
- 3 この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行し、同日以後に入札公告を行う建設工事から適用する。

附 則

この要領は、令和 6 年 10 月 1 日から施行し、同日以後に入札公告を行う建設工事から適用する。